

平成26年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成26年 9月24日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	建設課長	春木	茂正
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	濱田	勉
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	宮本	智幸
保健課長	長田	栄	都万支所長	田中	秀喜
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一
観光課長	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 15人

議事の経過

○議長（石田茂春）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、1番：西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

では、最初の質問をさせていただきます。

隠岐世界ジオパークが世界認定を受けてから、この9月で丸一年になりました。

認定を受けてからこれまで様々なイベントによる周知、また観光関係者の皆さんによって隠岐世界ジオパークを軸とした観光客誘致活動、ガイド育成やシーカヤック等のソフト面の強化が行われてきましたが、3年後の再認定に向けて更なる隠岐世界ジオパークを活用したソフト面の強化、周知活動及び戦略的な誘致活動が必要となってきます。

そこで、町長にお聞きします。

ここ数年、修学旅行で隠岐の島町に来られた学校数及び生徒数は、平成23年から減少傾向にあります。隠岐世界ジオパークというコンテンツは、知的学習面や体験学習面において修学旅行商品として最適であるにもかかわらず、修学旅行客の誘致にジオパークが活用しきれていないのが現状です。

修学旅行が観光業者にとって利益がなかなか出ないわりに大変であるという側面はありますが、安定した数の修学旅行を誘致できれば、一定の顧客を確保でき、ガイド業やアクティビティ業の安定経営、安定供給に寄与できるのではないのでしょうか。

まずは、日本ジオパークネットワークに登録されている自治体には交換留学的に、またこれまで交流のあった関西圏や中四国の自治体に対しても隠岐の島町への修学旅行の誘致活動を次の認定まで戦略的、積極的に行うべきであると思います。

子どものうちに隠岐に修学旅行に来て、シーカヤックなどの海遊び、ジオパークガイドを帯同した山歩き、キャンプ場でのキャンプ、漁業や農業、林業などの体験学習などを経験し楽しい思い出をつくることができれば、10年後や20年後にまたあの楽しかった隠岐の島に行ってみようかと、将来の観光客候補の育成にもつながります。

世界認定を受けてから1年の総括と今後の展望、また修学旅行誘致への隠岐世界ジオパークの活用に関する町長の考えを伺います。よろしくお願いします。

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

今日の一般質問は7名の議員の方々からいただいております。

それでは、西尾幸太郎議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

一点目の「世界認定を受けてからの一年の総括と今後の展望」についてでございますが、議員ご承知のように、隠岐地域は昨年9月9日に世界ジオパークに認定をされたところであります。これまでは、世界認定を第一の目標といたしましてその取組みを行ってまいったところでございます。これからは世界認定というチャンスを活かし、従来にも増して観光振興を図り、観光客を含めた交流人口の拡大を図っていかなくてはならないと我々もこのように

考えております。

交流人口の拡大につきましては、松江市で開催をさせていただきました「隠岐世界ジオパークフェスタ」を始め、島外でのプレゼンテーションを積極的に行いながら隠岐の知名度を上げ、更に誘客につなげる活動に、特に今、力を入れさせていただいているところであります。

また、外国人観光客につきましてもホームページの英語版の充実や、あるいは旅行雑誌等への掲載によりまだまだ微増ではございますが、世界認定によります効果が少しずつ出始めているのではないかと、このように考えているところであります。

今後につきましては、島根県及び隠岐島4か町村が一堂に会し、観光振興や地域振興につきまして、ソフト面・ハード面と、両面にわたる施策のあり方につきまして、島根県を中心に10月中には検討組織を立ち上げることとしており、議論を深めその成果を具体的な施策に反映させていくことができるように検討してまいり所存でございます。

二点目の「修学旅行誘致への隠岐世界ジオパークの活用」についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成23年度には7校、949名の受入れをいたしておりましたが、翌年度以降、減少傾向にありますことは否めません。

本町の修学旅行は、関西の中学校を中心に、民泊を含む体験型メニューを取り入れた画期的な旅程を売りにしてございまして、都会の方々には体験できない田舎ならではの生活体験とアットホームな受入れ家族の温かさに、その価値が高く評価をされているところでございます。

しかしながら、修学旅行の実施時期が学校の都合によりまして6月に集中します。一度に多数の生徒を受入れるための民泊先の確保や、体験メニューの提供に苦慮しているという問題も抱えているところでございまして、世界認定を受けた隠岐の大自然や歴史ある人々の営みなど、「隠岐世界ジオパーク」が持つコンテンツは、修学旅行商品として十分にアピールできるとこのように我々も考えております。

今後、観光協会や民泊受入れ者の方々と連携を図りながら、宿泊の確保、あるいは体験メニューの見直し、他のジオパーク登録地域への働きかけも行いながら、積極的に誘致に向けて発信してまいらなくてはならないとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたしまして答弁に代えさせていただきたいと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

再質問をさせていただきます。

まず一点目、現政権のところでは地域創生であるとか、今後、国境離島振興法等の議員提

出等々、隠岐の島町においては若干追い風ムードというか期待される場所であり、県や島前地区との連携はもちろん必要であります。ニュース報道等で行われているのは、地域創生に関していえば地域がどれだけ“やる気”があるのか、何がしたいのかということがはっきりしている、ビジョンのあるところに力を入れていこうという政府方針のようなので、隠岐の島としても連携はもちろん必要と思いますが、町としての独自の考え、ビジョン等が必要となってくると思います。

そこで、隠岐世界ジオパークは3年後に再認定がありますが、10年後、20年後、もっともっと隠岐世界ジオパークというものを活かしていかなければいけないと個人的に思うのですが、10年後、20年後に、町長として隠岐の島町が隠岐世界ジオパークをどのように活用していったらいいのか、ビジョンというか夢というものを伺いたいと思います。

次に二点目ですが、修学旅行誘致に関しても短期的、長期的にも数値的な目標というものを設定していったら、そこへ向かって観光協会であるとか、観光業者と連携しながらやらないといけないと思います。具体的な数値をここで示していただくのは難しいと思いますので、その必要性について町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○番外（町長 松田和久）

再質問二点いただきました。

今、ご指摘がございましたように、政府は「まち・ひと・しごと」こういった創生本部をつくって、東京一極集中から地方が元気になる、そのためには地方にどうやって人口を分散させていくのか、それはまさに地方の“やる気”にかかわってきている。そういった形で、今後、やる気のある市町村に支援をしていくというのが、政府の大きな考え方であり多少変わってきたというように思っております。

そのために、全国離島で今考えておりますこと、それから隠岐が構造的に抱えるいろいろな問題、もう一度チェックをしながらあるべき方向を模索していく時期にまさにきていると私は思います。そういう中でいろいろなことを考え、課内でも相談をさせておりますが、世界が認めてくれた「隠岐世界ジオパーク」を10年後、20年後には、日本海の楽園地域として、もっともっと世界各国からいろんな方が、まだ日本には1,000万人弱しか外国人が来ていらないと思います。これを早く、3,000万人という目標に対して、2,000万人に上げるために、もっともっと地方を元気にしていく必要があるというように伺っております。

そういった中で、国境の離島、国境の島として、まだまだ賑わっていく。私は再三、竹島

問題等で政府に対しても、私たちのような国境離島が頑張っただけ振わっているということが、実は国防上の大きな抑止力になっている。そういうことをもう少し国は分かってほしいということを訴えてまいりました。

今、その中央では国境離島振興法を議員立法として提案をしていくということも、先般国会議員の先生から伺っております。そういうことで、10年後、20年後には、日本の外交をなす国境の島の一つとして、このジオパークも一つのキーワードにしながら活性化を図ってほしいと、このように願っているところであります。そのために、関連しますが二番目の観光団体、特に観光協会との連携もさることながら、その交流の原点は、島前と島後にあると私は思っております。

今、その航路を担当しております隠岐汽船の会社、役員会に対しても、例えば冬場になると船の関係で島前の方は島後に泊まないと帰れないようなアクセスがあったり、それから朝七類から来る船が海士港で2時間休み、知夫には着いてない。知夫の若い方々からも是非船を停めてほしいと、こういう問題もあります。会社も楽ではありません。そのために、交通対策協議会のようなものを新たに創設して、4町村が関係団体と一緒にどうしたらいいか、もっともっと地域で考えていくことが大事ではないかというように考えておりました。そういう連携についても更に深めながら、観光協会も一緒になりながら、このジオパークをひとつの契機としてネットワークに努めていきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

修学旅行の周知目標についてであります。私は2泊のうち1泊は民泊等で、隠岐ならではの、まさに人々の営みもジオパークの大きな認定要素となっておりますので、独特の生活体験というものを若い中学生や高校生にも体験していただく。それが隠岐の魅力発見にもつながって、あなたがおっしゃるように、「中学・高校の時に行ったあの島へ、もう一度行って見たい。」と思われるような、そしてそれが新たな観光客につながってくるという思いがあります。

どこにもあるような旅行ではなく、シーカヤックもそうですが、隠岐ならではの体験を考えてそれらをやってきましたが、実は停滞いたしましたのは、先ほど言いましたように、修学旅行が学校のカリキュラムの関係で6月に集中します。それが9月とか10月にならないか、7月は無理ですかと、これがなかなか思うようにいってません。そうすると、高齢化して民泊も非常に窮屈な部分もあります。そういうことを考えながら、いったいどうあるべきかを模索しながら、そういった団体と連携を取りながらあるべき方向を出していけばいい。そう

いう中で目標設定をして、「今月は何校」というような、そういうものを作ってほしい。具体的な数値はこれから検討させてもらおうといたしまして、観光協会、観光課一緒になって検討させたいと思います。よろしくお願いいたします。

○1番（西尾 幸太郎）

本当に、隠岐世界ジオパークというものを、どう10年後、20年後まで育てていくのかというのは、もちろん町長を始め執行部の皆さん、観光協会、観光業の皆さんも含め、町民全体で考えていかななくてはいけないことだと思います。

それにしても、やはり町としての方針は示していかななくてはならないと思いますので、3年後の再認定を受けて、そして、また次の4年間頑張っていこう、というふうになれるようお互いに頑張っていければと思います。

修学旅行の受入に関しては、民泊というものはやはり住民の方にとっては相当な負担をかけることにはなると思いますので、例えば、現状、活用しきれていないキャンプ場の併用であるとか、もう少し知恵をしばってというか、どういうふうにしたら今ある問題を解決していけるか、一歩進んでいかないといけないと思いますので、そちらの方も考えていくべきかと思います。

○番外（町長 松田 和久）

西尾議員の再々質問にお答えをいたします。

当面、次の認定までの2年、3年の間、町としての考え方をしっかりと持つべきではないかというお言葉でしたが、隠岐は島前島後4か町村ありますが、何はともあれ中央とパイプで結ばれているのは隠岐空港を持つ隠岐の島町だと私自身は考えております。

そこで隠岐の島町に、まずジオパークなり隠岐の歴史・文化・自然とか、そういったものをパノラマ的に皆さんに少し勉強をしてもらうための館が是非必要ではないかということで、今いろいろ県知事さんと内々で協議をさせてもらっております。もちろん、県もそれは何とかしなければならぬと分かっていますが、町の財政事情もあります。町のいろんな事業との調整をしながらどうあるべきかを、これは島前も同じだと思います。4か町村と県と一緒に、そういったあるべき施設整備の方向性を出すため検討会議をつくらうということで、まだ名前も決まっていますが、そういう方向でやっていきたいと思います。

もう一つ民泊の件ですが、これは高齢化比率がさらに上がってきて、「じゃあ、こういった改正をするからやってくれますか。」と言ってもなかなか体力的にできないという問題もあります。

ウルトラマラソン等にに使わせてもらっておりますが、都万・五箇・布施にはログハウスがあります。そういったものの有効活用も含めて、それに地域の方々が一緒になって対応をする、例えば吉浦キャンプ場とか布施や都万にもありますキャンプ場を使う手もあると思います。しかし修学旅行ですので、なかなか物を持って行くということにはなりません。キャンプ用のテントを準備するとか、そういうことも考えながら修学旅行生の対応をどうしていくか、そのために掛かる経費はどうするかということも含めて検討をさせていけばいいと、このように考えております。

とにかく修学旅行にとっては、このジオパークは学習機会になると思っておりますので、そういう方向で是非前向きに検討させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石田茂春）

以上で、西尾幸太郎議員の質問を終わります。

次に、12番：米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

それでは、通告どおり隠岐航路について質問いたします。

隠岐航路は、明治28年の就航以来、約120年にわたり島民の足となり生活航路としての重要な役割を担ってまいりました。また、産業面においても観光業を始め、あらゆる産業を支え島の発展に貢献しており、私たち島民にとってはまさに生命線であります。その隠岐航路は、経営の安定化や料金の低廉化、そして本土側寄港地の一本化など多くの課題を抱えています。

この本土側寄港地については、平成18年に隠岐汽船株式会社が経営難に陥った折、経営再建の一環として本土寄港地を一本化する方針を示したところでありますが、その後、棚上げ状態となってまいりました。

ところが、この度、松田町長が本土側寄港地を「境港へ一本化するのが好ましい。」と発言されたことにより、一気に火が付き懸案の航路問題に一石を投じることとなりました。

島の地域経済は依然として低迷しており、観光入込客も平成5年の43万3,000人から、平成13年には18万6,000人と大きく落ち込み深刻な状況が続いています。隠岐島の地域振興を進める上で、本土側寄港地の一本化は今や避けて通れない大きな課題となっており、早急にその方針を決定しなければならない時期がきていると判断するところでございます。

ところで、平成26年度の観光白書によると、平成25年度の訪日外国人旅行者数は前年比

24パーセント増の1,036万人となっており、特にアジアの国々からの旅行者が増える傾向にあります。

隠岐観光の将来的な展望に立ち、そのあるべき姿を考えたとき、近隣諸国からの誘致を視野に入れた施策展開を進めなければならないと実感するところでもあります。このような観点からすれば、境港こそ本土側寄港地としてふさわしい港であります。

現在、境港からは韓国^{とんへ}の東海經由でロシアのウラジオストックへ客船が週1便運航されています。また、米子空港からは平成13年よりソウル便が就航され、平成24年6月までに約35万人が利用しています。さらに、8月21日には境港市の中村市長が環日本海拠点都市会議出席のために中国^{ともん}の閩門市を訪問したとの報道がありました。

このように鳥取県とそして境港は既に近隣諸国からの誘客に努めており、「環日本海時代」の幕開けにふさわしい取組みを始めています。

また、現状では現実的に誘客を進める上で、境港はJRに直結している点や米子空港まで12分程度で結ばれ利便性が高く、波高が高くなる時期においても高速船の接岸が可能で、安全面においても安心な港であります。一方、駐車場の確保やフェリーの2隻同時繫船^{けいせん}など改善しなければならない課題が多く残されています。この本土側寄港地の一本化について溝口知事と平井知事はともに「隠岐4か町村での議論を見守る。」としています。

そこで、町長にお伺いします。今、急がなければならないのは4か町村の議論を進め、方向性を導かなければならないと考えます。そのためには、隠岐4か町村の行政・議会・経済団体などで構成される「隠岐航路問題対策協議会」、これは仮称でございますが、これを設置し検討すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、非常事態発生時に対応する寄港地について質問をいたします。

8月26日に、政府は日本海側の沿岸を襲う恐れのある津波の高さに関する推計を公表いたしました。

島根県での最大地点は、本町で7.4メートルとなっており、島根原発の最高水位は3.1メートルとなっていました。平成15年の北海道南西沖地震では奥尻島で最大31.7メートルの津波に襲われ、甚大な被害が出ました。

今回の報告では、日本海側の津波は太平洋側と異なる海底の地形により、遠く津波が押し寄せ規模の小さな地震でも、大きい津波が発生するとの見解も明らかになりました。この津波により、島根県原発で重大な事故が発生すれば、30キロメートル圏内は立ち入り禁止地域となり、七類港と境港港は直ちに閉鎖されます。

このようにいつ起こるかわからない非常事態を想定し、フェリーの接岸が可能で物資や車両の積み下ろしが支障なくできる臨時寄港地の確保を急がなければなりません。最もふさわしい港は過去フェリーの着岸実績もあり、また、この度隠岐広域連合で高速船のチャーター便が検討されている鳥取港が最もふさわしいと考えるところであります。町長はどのように考えておられるかお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、米澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「本土側寄港地の一本化」についてでございますが、8月19日、「人口問題に関する意見交換会」が松江市の県民会館で開催されました。島根県知事及び県内の各市町村長が出席をいたしまして、その項目の中の「その他」で、交流人口・観光人口の関係を各市町村長が申し上げました。私が最後の発言者でございましたが、その時に、その場で私が発言をいたしましたことに対して、「隠岐航路問題対策協議会」仮称ということですが、これを設置して前向きに進める考えはないかというご質問であったかと思っております。

今回の発言は、庁内や隠岐島町村会での意見統一、また、松江市及び島根県・鳥取県に事前協議をして発言したというわけではございません。

かねてから観光振興を考えますときに、現在の2港体制が隠岐島へのアクセスを非常に複雑にしている、分かりにくくしている、いつかの段階でこのことを変えねばならないと強く感じていたところであります。

このことについては、私が、自ら疑問に思っているというだけではなくて、関係者からいろいろな声が寄せられていたということでもあります。隠岐島の一方的な思いをどうしても口に出すことはできない、むしろこの問題にふれることはタブー視されてきたことが現状ではなかったでしょうか。

しかしながら、誰かがいつの日か口に出さなければならない問題であると思ひ、先ほど指摘がございました観光人口が平成になってからずっと右肩下がりになっている、全国が抱える航路の低廉化対策ももちろんですが、併せて隠岐にある構造的な問題、複数港の寄港地の問題があるということ、是非、知事には分かっておいていただきたいということで、個人的には、私は、駐車場もあり七類で何も差し支えないし、町の中にも「これでいいじゃないか。」という意見もあります。しかし地域の観光人口、交流人口、そういった活性化を考えたときには境港であるべきだという意見もあるということ、申し上げたら、新聞には「境港」と書いてあり全く言っていることと違う。新聞はああいう書き方です。何か言うと、新聞は

都合の良いように書いている。私に会ってくださいと言われてましたが拒否しました。私の思いとはいささか違うと言うことを申し上げたい。

まあ、そういうことでありますが、いつかは誰かが口に出して言わなければいけないので丁度いいということで問題提起をさせていただきました。

あくまで、将来の隠岐島の観光振興、経済振興を考えますときに、避けては通れない問題として一石を投じたところでごさいます、この問題につきまして、どのように取組めばよいのかも議論していないのが実は現状であります。

したがって、今後、島前3町村や松江市、島根県など関係自治体、商工会、観光協会、経済団体など幅広く議論していかななくてはならない問題と考えているところでごさいます、現段階では、そのような組織の設置は考えておりません。島前には時期尚早と言われた首長もいらっしゃいます。更に議論が民間も含め進んでまいりまして、組織の設置の必要性が生じれば、その時点で対応すべきことであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、質問二点目の「非常事態に対応して臨時寄港地はどうするか、これを鳥取港にしては。」というご意見だったと思っております。

議員ご指摘のように、町民の皆様方の生活手段といたしまして必要不可欠である隠岐航路は、代替手段がなく、最も重要な交通手段でごさいます。本土側の寄港地であります七類港や境港が、もし被災や立ち入り禁止等により閉鎖となり長期間欠航する事態となった場合、町民の皆様方の生活に大きな影響を与え、生命・身体の安全がおびやかされる事態に陥るおそれもあるかと思っております。

このような状況を想定いたしましたとき、町民の皆様方の交通手段や生活物資の安定輸送を行うために、緊急時の寄港地を確保し、隠岐航路を継続運航することが大変重要なことは私も同感であります。

島根県では、東日本大震災による福島原発事故を踏まえ、対応見直しへ向けた取組みが行われておりまして、隠岐諸島への対応についても現在検討がなされているように伺っております。

今後、いろいろな港湾災害を想定し、鳥取港だけでなく複数の候補地を選定する必要性も感じており、島根県を始め、島前3町村、隠岐汽船とも連携し、埠頭の大きさ、港までの交通アクセスなど多面的な観点から、県境を越えた協力体制も視野に入れ検討する必要があると思っております。島根県に対しまして、改めて協議検討を推進するよう働きかけてまいりたいとこの

ように考えておりますので、よろしく願いをして答弁に代えさせていただきます。

○12番（米澤壽重）

ただ今の町長答弁に関して、二点ほど再質問をいたします。

一つ目の質問の中で、私は、本土側寄港地の一本化を隠岐航路問題対策協議会を設置し検討する考えはあるかという質問をいたしておりましたが、町長は「現段階ではそのような組織の設置は考えていない。」と答弁されています。この答弁では町長の思いが大きく後退したというふうに感じたところであります。

今後の隠岐の地域振興を進める上で、最も重要で私たちの日々の生活にも大きくかかわるこの本土寄港地の一本化問題が、再び封印されるおそれが懸念されるわけであります。誠に残念な思いがしております。

この問題に関して、先ほど4か町村長、経済界等と論議を深める考えを示していますが、もっと具体的にどのような形で進められるか示していただきたいと思えます。

二つ目の質問の、非常事態に対応した臨時寄港地を鳥取港に定めるべきだという質問に、町長は「鳥取港だけでなく複数の候補地を選定する必要がある。」と答えていますが、であるとすれば複数の候補地というのは、今どこの港を考えておられるのか分かる範囲で結構でございますのでのお答をお願いします。

○番外（町長 松田和久）

それでは、再質問にお答えをいたします。

寄港地の一本化、一元化問題につきましては、新聞にああいう形で出ると直ぐに東京でも分かるようになっておりまして、先般、上京いたしましたら、私がいつもお世話になっている国会議員の先生が「ちょっと時間をくれ。」ということで、私に言われましたのは「島根県でも鳥取県でもどこの県でも縦割りというか、まず自分の県のことを考える、それは当然で、町長言いにくいことをよく発言した。これを本当に進めていく必要があるなら、もう少しやり方を考えて見てはどうか。」というアドバイスをいただきました。

それは何かというと、「民間の経済界、経済には県境も国境もない、もっと経済界を表に出して議論を進めた方が早道だよ。」と言われました。そうかなと私も思っております。

知事には、隠岐の島町長としてこういう内在する問題があるんだと。知事は、今、ジオパークとか、一生懸命隠岐のために何とかしたいと熱いものを持っていらっしゃる、よく私も直接電話もいただきます。しかし、いろんな金を付けてもらっても一過性で終わってしまう。それは何かといたら低廉化問題を始め、隠岐が抱える構造的な問題を全く排除して、その

場限りのイベントをいくら打っても思うように観光客が伸びてないというのが実態ではないでしょうか。このことから、9月に入れば経済界から私に要望書が出ると言われておりますが、それは、一元化問題もあるんだということを是非ご理解をいただきたいと申し上げたところ
です。

そういうことで要望書は出ておりますが、ただ隠岐島として島前・島後一緒になってとは。この頃ちょっとお話を申し上げたら皆さんそれぞれ意見が違う。島前3町村はちょっと意見がまとまっておりませんし、その中には時期尚早だというような意見もあります。ですから今ここで対策協議会を立ち上げるということにはなりません。

経済界等を中心にして話が進んでくれば考えていけばいい。実はこのことが表になりましたから、島前の方ですが複数の方が「そうだ、それはやっぱりやらんと駄目だ。」と後押しの意見をいただいておりますが、しかし首長さん方がそういうことでは、ちょっとまだ難しいということですので、ここは自分の気持ちが下がったのではなく、島前の方がまとまらないのに、これを強引に対策協議会を作るということにはならないだろうと、残念ですがもう少し時間をかけて見守っていきたいと私自身は思っております。

非常時の寄港地問題ですが、これは、例えば30キロ圏内ではない浜田港もありますし、まだ山口県側にもあるかも知れません。いろいろと、もう少し絞らずに検討していくことが必要ではないかと。もし本当にそういう有事とか原発事故があると仮定すれば、45キロで島前、隠岐は風評被害も含めてとてもじゃないが大変なことになります。それがあつことを考えると、このことについても前向きに検討していく必要があると考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石田茂春）

以上で、米澤壽重議員の一般質問を終ります。

次に、11番：高宮陽一 議員

○11番（高宮陽一）

それでは、通告しております「安全・安心の学校給食の提供について」一般質問をさせていただきますが、松田町長におかれましては、自治体の長として責任ある答弁を期待をしたいと思ひます。

質問の前に、学校給食センターのあり方なり、これまでの経過について確認をしておきたいと思ひます。

今さら申し上げるまでもなく、学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資すること

を目的に、学校教育の一環として食に関する指導、食育の役割、推進を担うとされております。

隠岐の島町教育委員会が毎年行っている「教育の方針と事業」、いわゆる教育要覧でも学校給食センターの運営方針について大きく三点について記載されております。

一つは、食育教育や地産地消などを中心した食育の充実、二つ目が、安全・安心な給食提供のための衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理、三点目には、児童・生徒の生活リズムの改善や生活習慣病の予防であります。

さて、町村合併以来、行財政改革という名のもとに学校給食センターは大きく変化してまいりました。

学校給食センターのあり方につきましては、町村合併時の調整方針として、「当面、現行どおり実施し、平成18年4月から給食費算定根拠の一元化を図る。将来的には、献立・給食費等についても一元化を図っていくことが望ましいことから、施設の統廃合を検討する必要がある。」と、このようにされておりました。

そして、隠岐の島町の第1次行財政改革で最終的に西郷給食センターに一元化することとし、学校の統廃合時に、布施・都万・五箇の給食センターは廃止をされました。しかしながら、当時は、西郷給食センターの配膳スペースに限界があるということから施設の増設を行わず、学校の統廃合が前提であるとの方針でありました。が、その後西郷学校給食センターの改修を行い、平成24年3月に五箇給食センターが廃止となったところであります。

その時に、私は、隠岐温泉 GOKA の問題と五箇学校給食センターの問題については、改革の方向が全然違うということから町の変更方針に反対をしましてまいりました。

このように、第1次、第2次の行財政改革の中で「学校給食センターの一元化」は、行革の中では私は完了したと考えているところであります。

以上が、給食センターの経過であります。

質問の本題に入りますが、本年6月に開催されました総務教育民生常任委員会において、教育長から当面の課題として、学校給食部門の民間委託、二つ目に児童・生徒の減少による小中学校のあり方を検討しなくてはならないとの報告を受けたところであります。

我々としては初耳であり、委員長報告でもありましたように給食センターは本当に民間委託でいいのか、中学校統廃合は仕方ないのか等、十分に検討して子どもたちにとってより良い方向を出すよう要望したところであります。

先日、9月5日に開催されました常任委員会で、学校給食センターの民間委託についての

検討状況が報告されましたが、その概要は、行政側のコスト削減という勝手な理由のみで民間委託が検討されており、子どもたちにとってより良い方向性は何一つ示されておりません。

学校給食部門の民間委託は、平成24年8月3日に開催された行革本部会で方向性が決定しており、民間委託の目的・内容・今後のスケジュール等が説明されましたが、今回、配布された第2次行財政改革の進捗状況報告書の、どの項目を見ても民間委託という項目は載っておりません。何故、2年前にこのような変更をしたにもかかわらず、我々議会に情報提供がされなかったのか、ましてや、第2次の行財政改革実施計画にもないようなことが検討されようとするのは大きな問題であり、まさに“暴走する松田町政”と言われても仕方ないことであります。

隠岐の将来を担う子どもたちの学校給食は、地方自治体が責任をもって提供すべきであり単なるコスト論でなく、安易に民間委託に頼るべきではないと私は考えています。

学校給食センターの管理運営については、教育委員会の所管ではありますが、あえて自治体の長である町長に次の五点について考えをお伺いいたします。

一点目ではありますが、議会と執行部は情報を共有して行政を推進していくと、町長は議会のたびに言うておりますが、議会と住民との情報共有・情報提供をどのように考えているか、まず、お聞きかせいただきたいと思えます。

1億円という鳴り物入りで吹聴した野外音楽フェスティバル事業も、大変大きな変更をしましたが、議会初日になってようやく全体像が明らかになったわけです。議会に対する情報提供とはこんなものでまかり通りますか、まずお聞かせを願います。

二点目、隠岐の将来を担う子どもたちの学校給食を長としてどのように考えているか。

また、三点目の学校給食部門の民間委託の目的とその効果をどのように考えているかお聞かせ下さい。

先ほど申し上げましたように、私が考えるには単なるコスト論にしか見えません。そして、メリット・デメリットは何なのか、何も分かりません。

大量の給食を調理するために時間が限られたり、現場が機械化されることや異物の混入なども気にかかるところでございます。もっと、調理現場や学校での給食の実態等もしっかりと調査をし検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、四点目ではありますが、民間委託については私は反対ではありますが、どうしても民間委託を検討するのであれば、第3次の計画にしっかり載せて、そういった情報公開をしながら検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に、学校給食の提供は町が責任をもって提供すべきと考えます。

民間委託は、必ず利益を追求することになります。いくら委託に見合う委託料を提示しても、労働者の賃金や原材料の購入に当っては民間企業では必ず搾取が発生するのは目に見えております。賃金が下がり労働者が少なくなれば、町の税収も減収となり地域経済にも影響してまいります。

隠岐の島町はもちろんのこと、各自治体では将来の人口減少に対して危機感をもってその対応策に苦慮しているところではありますが、松田町長の行財政改革は、私はいつも言っておりますがスクラップ&スクラップだと。もうこれも限界であります。新たな改革、物事に挑戦できるような改革が必要であると思います。

子育て支援や島民の命と暮らしを守るためにも、これ以上の自治体業務の民間委託はやめるべきであります。以上、五点について、町長の考えをお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の高宮議員のご質問にお答えいたします。

給食センターの民間委託につきましては、平成24年8月3日の行革本部会が開催をされ、その方向性が決定されまして、所管課におきまして取組みがなされることとなっていたわけです。しかし、その進捗が思わしく進んでおりませんでした。本年度が第2次行財政改革の最終年度ということもございまして、その取組みをうながしたところでございます。

一点目の「議会・住民との情報共有・情報の提供をどのように考えているか」についてですが、情報の共有・提供は町勢の伸展に大きく寄与する、毎回申し上げておりますが常に共有すべき問題である非常に大切なこと、これは町政の原点の一つでもあると思っております。

給食センターの民間委託につきましては、方針決定後に速やかにその取組みを行うべきところであり、その取組みをしなかったことが大きな要因でございまして、本年6月の常任委員会での報告になったというように伺っておりますが、このことにつきましては、誠に情報提供が遅いということについて指摘をされれば何ら回答すべきものはありません。誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。課長会ではその都度、情報共有、このことについてはそういう方向でやるとしても、議会に早く説明してというように再三申し上げてきたところでもあります。

二点目の「隠岐の将来を担う子どもたちの学校給食を地方自治体の長としてどう考えているか」についてではありますが、人間といたしまして生きる力を育む食育を推進していく学校

給食の充実は非常に大切であるということについては、高宮議員と私は何ら同じ考えであります。

しかしながら、学校給食の民間委託をいたしましたとしても学校に配置されております栄養教諭が献立の作成、食材の発注、調理の指示、調理物の検査、給食指導等を実施をいたしておりますして、民間委託になっても何らそれは変わらないということで、これまでどおり安全な給食が提供できると教育委員会ももちろんですし、我々も考えているところでありますし、またそうしていかななくてはならないとこのように思っております。

三点目の「民間委託の目的とその効果をどのように考えているか」についてであります、これらにつきましては、もちろん業務の効率化や経費の節減といった面で大きく効果が見込まれると、このように判断をいたしているところであります。

四点目の「第3次の計画策定時に新たな計画として業務の民間委託の項目を上げ、その場で検討すべきではないか」というご指摘でございましたが、第2次の行財政改革の計画として来年度実施に向け調整を今進めている最中であり、現在のところ第3次の計画策定時に後回しにするということは今のところは考えておりません。

最後に「学校給食の提供は、町が責任を持って提供すべきと思うがどうか」についてでございますが、学校給食は、学校給食法に基づいて健康教育や教育活動の一環として実施をいたしております。したがって、民間委託になったといたしましたとしても、町が責任を担うということについては当然のことでございます、委託業者と更に連携を深めながら給食の充実・安全に取り組んでまいらなくてはならないと、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。答弁に代えさせていただきます。

○11番（高宮陽一）

町長の方から答弁をいただきましたが、私は大変残念に思います。というのは、情報提供のことについては、町長はお詫びを申し上げるということですが、お詫びなど聞きたくございません。変更したなら、何故この計画書に載せないかということです。

26年度は最終年度だといっても、これは半年しかないですよ。これではどういった検討ができますか。先ほどから言いますように業務の効率化、経費の削減ができるということですが、それはメリットかも知れません。一方、デメリットは何があるのか全然語られていない、答弁の中にも。そういったことが、私はすごく不安に思うわけであります。

それだけ大事な計画であるならば、町長も見られていると思いますが、どこにもないですよ。やはり変更があれば、こういう中で変更をしてちゃんと説明をして、きちんと進めると

いうことでないと、計画にもないのに何故それを検討するのか、我々議員もみんなそうですよ、どこからそんなことが出てきたのか、ということです。

本来であると計画書に載せて、学校給食センター一元化については一応 25 年度には実施完了となっております。

民間委託をしようとするならば、ここに項目がありますけど「各種業務の民間委託の運営推進」、この中にきちんと載せてやるのが当たり前だと。いったい、どこにその計画がありますか。我々はどこで議論するのですかということです。だから、今回はそう慌てずに第 3 次計画に載せたらどうですかということです。

それを言っても、また「今年やります。」と、しっかりと現在の計画を見てくださいよ。町長も忙しいかも知れませんが、しっかり見てそれをしてほしいということであれば、ちゃんと計画に載せて、我々はこれに基づいていろいろ議論してきたわけでありますので、これをしっかりと守ってもらわないと。良いことも、悪いことも、ここでやるわけですからね。

今の計画については、26 年度が最終年度だからということではなしに、しっかりと計画に載せるのが第一義であって、それから検討すべきだと私は思いますが、再度これについて考え方があれば伺います。

先ほどの同僚議員の質問を聞いても、松田個人としての発言はいいです。あなたは公の人間であるということをしっかりと考えてもらって、もう少し慎重に発言をしていただかないと新聞に載るような、ああゆうような状況になる。竹島資料保存館についても全くそのとおり、我々が聞いたことのないことを、ポンと聞く。そしてまた、今回の（寄港地）“1 港”についても新聞にポンと出る、町長そんなこと言ったのかなと思うわけですよ。でも、本音は違うということですから少し安心した部分もありますが。まず、町民の話を聞いて発言すべきだと思います。私人ではないわけですから、どこに行っても公人のわけですから、そこら辺りは慎重に発言していただきたい。

これは余分な話でしたが、先ほどの一点について、改革の第 3 次計画の部分で考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたします。

反省すべきは反省をして取組んでいきたいと。まず始めに、お断りをしておきたいと思いますが、“暴走する松田町政”と言われましたが、私はこの島の最大のシンクタンクは行政職員、役場の職員であり、広域連合の職員だと、これを自負しております。

シンクタンクといわれる役場の職員、それを代表する各課長の意見は非常に大事にしている。私は決して自分よがりに、「こうせい。」というような、上意下達の命令はあまりしないようにしているつもりであります。

“暴走する”と言いますが、今回のこの計画をやることも“暴走”と映ったかも知れませんが、実は裏には厳しい財政状況があります。やはり構造的な収支不足の改善というのを図っていかなくてはならない。第1次行革からそうですが、まず行政組織のスリム化、見直しをしないといけない。二点目が、人件費をどうやって抑制するか、当時は非常に高かったわけですが、三点目が、民間委託できるものは民間に委託しないと、新町は349名の職員で始まったと思うのですが、今260名だそうです。この10年間にそれだけ職員を減らしてきた。これ以上減らすとやれるかという問題もありますが。財政当局は来年から始まる一本算定、当初は80数億円あったのが50億になった、要するに半減すると言われましたが、その後いろいろな要請をいたしまして、例えば支所機能を認めてもらったりして少し良くなっておりますが、それにしても10数億の交付税カットというのは避けて通れないということだそうです。実は、これは来年から始まるわけですが。そういう中で更に230人、220人台までに職員を下げないと、また大幅な給与カットをやらないと、とでもじゃないけどやれませんかというのが実態となっている。だから、何としても改革を進めなくてはならない。職員を減らさなくてはならない。一般職員を減らすようなことになると、もう、のちのちでメンタルケアを必要とする職員がたくさんになってくると、こういう懸念する意見があります。

そういう中で相談した結果が、教育委員会とももちろん相談するわけですが、民間でできることは民間でやりながら、そうすると職員数は落とすけれども一般行政職をこれ以上は下げられない。下げると大変なことになるということで、行革の本部会でそういう方向が打ち出されて、粛々と対応してきたわけではない、というように判断をさせていただいたということとを是非ご理解いただきたいと思えます。

○11番（高宮陽一）

あまり議論する気持ちはないですが、財政問題のことを言えば知らない人は、それは大変だなあと思えますよ。これは、合併前から分かっていることですよ、15年経てばこういうことだと。合併前から覚悟しているわけですよ、それに対して対応してきたわけですよ、それを今になって来年から厳しくなると。これは当り前のことですから、それは、私は言わない方がいいと。

学校給食も決めたらそれでいいですが、それなら何故計画書に載せないのか、計画にない

ものを何故肅々とやるのか、私はそこが分からない。真摯に受け止めて、きちんと計画書に載せてやるならやる、それが筋ではないですか。

町長がやりたいということが、この計画書のどこに載っているのですか。そこを私は問いている。そういった部分をもし変更するというなら、しっかりと説明をして計画書に載せてやるべきだと思いますが、もう一度、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

見ていらっしゃるのは進捗状況の報告書ですが、計画変更については、それが行革本部会で決まった時点で所管課から常任委員会の方に報告をし、そこで了解を得て進めるのが本意であったと。その部分については誠に申し訳ないと思っておりますが、労働組合の方ともその方向が出てすぐに組合協議もちゃんとさせていただいてここまで来たというのが実態で、私自身は常任委員会とうまく調整がついてきたというように実は思っていたら、指摘を伺ってから「どういうことなのか。」と、というような次第でございます。

決して、情報の共有について「いい、それでやればいい。」という感じできたわけではなかったのですが、たまたまこの件については常任委員会へ報告が遅れた、協議が遅れたということで誠に申し訳ないと思っておりますが、計画がここまで進んできておりますものですから、ここは是非、計画の変更をさせてもらってなかったことは事実ですが、ご理解いただけないかというように思っております。

先ほども言いますように、行革を進める中では民間でできることは民間委託をするという方向で大綱ができていますので、その中でそのことを検討されたということで是非ご理解をいただきたいと、このように思っております。

○議長（石田茂春）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時38分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時55分）

一般質問を続行いたします。

次に、15番：福田晃 議員

○15番（福田晃）

私は、「隠岐の島町の山林管理」について、二点ほど伺います。

まず、一点目の松くい虫防除薬剤散布について伺います。

松くい虫と呼ばれる松類の枯死は、昭和46年九州地方にて、マツノザイセンチュウが枯死させることが接種試験によって明らかにされました。隠岐の島町では、昭和53年松くい虫による枯れ木が判明されて以来、伐倒駆除、薬剤空中散布、薬剤地上散布等を実施し対策を講じてきたことは大変有意義であったと思います。

松は海岸の尾根筋など、乾燥したやせた土地でも生育できる特性から土砂の流失崩壊の抑制、海岸では防風、飛砂の防止など町土の保全に果たす役割は大きく、また魚つき林として漁獲量の増大に寄与していました。

平成20年、出雲地方における体調不良の申し出、また本年隠岐の島町における体調不良の申し出による地上散布の中止は、原因不明であるとはいえ、あの時点では賢明な判断だったと思います。

先日、町内4か所で行われた意見交換会において、私も都万地区での意見交換会には出席いたしましたし、所管の委員会においても農林課から薬剤空中散布の実施概要、散布区域、時間、気象条件、気中濃度調査結果等詳細説明を受け、また平成27年度には、現在の実施要項に更に強化する取組みを加え、事業再開の方向で調整を進めたいとの町の考えを聞いたところです。

そこで、町長に伺います。

薬剤散布再開を発表すると、一部町民、団体等から反対、中止の要望書が提出されることも考えられます。私は、風致、観光上重要な景勝地や地域住民の家屋、田畑を守る防風林の地上散布は必要不可欠であり、実施を強く求めたいと思いますが、町長の決意のほどを伺います。

次に、二点目の山林の放置廃材について伺います。

松くい虫被害による枯死木や台風その他の原因で隠岐の島町の山林には数多くの廃材が放置されています。地球温暖化の影響もあると思いますが、最近局地的な豪雨で国内至る所で大きな被害が発生しています。広島市の土砂災害のテレビニュース等で見ても他人事とは思えません。

放置木材を搬出するには多大な経費と日数がかかることは私も承知していますが、降雨等による二次的な土砂木流災害等を防止し住民に安心感を与えるためにも、危険個所の点検等を実施するとともに優先順位をつけながら年次計画を立て、早急に事業を進めるべきと思います。

ますが、町長の意見をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず一点目の「松くい虫防除薬剤散布について」でございますが、議員ご承知のように、本町が今年5月に実施いたしました、ヘリコプターによります薬剤空中散布後に体調不良を申し出る方がおられましたことから、その事実関係を把握するために今年度予定しておりました薬剤の地上散布を中止し、病院の方にも連絡を取らせていただいたりしております。

それ以降、空中散布が適正、かつ安全に実施されたかどうか確認するとともに、周辺地域にお住まいの方々を対象にした健康調査を行うなど、実態把握にも努めてまいったところがあります。

結果といたしましては、各種法令等に基づき必要な安全対策が実施されておりますこと、また、今回体調不良を申し出た方以外に健康への影響が確認できなかったことなどから、今回行われました空中散布は、一般の方の健康への影響に対しまして一定の安全性が確保されて実施されたところのように最終的には考えているところであります。

議員仰せのとおり、現在、薬剤散布を実施しております松林は、本町の貴重な財産であり、地域にお住まいの皆様方の生活に欠かせない松林でありますので、今日まで守るべき松林として事業に取り組んでまいりましたし、今後も守っていかなくてはならないとこのように考えております。

また、先日開催いたしました関係地区の皆様方との意見交換会におきましても、出席をされました多くの方々から、薬剤散布を継続してほしいとの意見をいただいております。

これらを踏まえ、関係する地域にお住まいの方々のご意向を前提といたしながら、安全性を高める措置を一層強化することで、来年度から事業再開に向け、今調整を進めておりますのでお伝えをしておきます。ご理解をください。

次に、二点目の「山林の放置廃材について」でございますが、議員ご指摘のとおり、現在、本町では、松くい虫の被害木や未利用の間伐材などが採算性の面から、その大部分が山林に放置されている状態ございまして、近年多発する局地的な集中豪雨や大型の台風などが発生いたしますと二次災害を引き起すこととなります。そういったことが非常に心配される所でございます。

このうち、住宅の背後地などの松くい虫によります被害木につきましては、町が実施しております「松くい虫危険木処理事業」として、受益者の方より処理に要する費用を一部ご負

担いただいた上で、危険性の高い場所から順次撤去を行っているところであります。

今後につきましても、本事業を住民の皆様方に積極的にご利用いただくために、広報誌などを通じまして、広くお知らせをさせていただいているところであります。

また、山林に放置される間伐材につきましては、間伐材の搬出に要する経費に対し支援を行う「間伐材利用促進事業」を毎年実施しておりまして、その抑制を図っているところでもございます。

このように、山林の放置廃材につきましては、現行制度をより一層活用していくことによりまして、自然災害時の二次的災害の防止に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをして答弁に代えさせていただきます。

○15番（ 福 田 晃 ）

私も、春日の松、中村海岸は見えてないですが、屋那の松原、薬剤散布中止だけの影響ではないと思いますが、今見てみますと5本、6本色づいて被害が出ております。例年になく急速に進んでいると。また、集落の裏山には、枯死木等が非常に多く見られるので今回質問したわけですが、町長の答弁で理解できましたので、私の一般質問は終了します。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、福田晃議員の一般質問を終ります。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

それでは、通告に基づきまして私の一般質問を始めたいと思います。

審議機関ですが総務省が発表した将来の人口推計によりますと、最低値で2040年では本町は、8,040人に減少ということになっております。人口移動は「地方から都市へ」の側面が注目されていますが、地方の中でも「周辺から中心部へ」という傾向も否定できません。

隠岐の島町におきましても、周辺部の人口減少が懸念されるところであります。この人口減少の数値は警告的な意味合いがあるかも知れませんが、本町の試算でも2030年（平成42年）には10,739人、高齢化比率56.1パーセントとなっておりますから、そんなに差が出ているとはいえません。

これからの“まちづくり”は、少なくとも10年後の姿、10年後といえますと推計で人口が12,079人、高齢化率50.9パーセントと試算できますが、その将来の隠岐の島町の姿を思い浮かべたものでなければならないと考えております。町の財政事情を考えると、今までに投じた社会資本を有効的に活用することが最善の道であり、かつ早急に取組むことが大切である

と考えております。

公共交通についても、スクールバスをもっと有効的に活用することが大切であると思えます。町長は、これまでの対策で良しと考えておられるのか、今後スクールバスを含めた公共交通体系をどう編成していく考えなのか、お示しいただきたいと思えます。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の分割質問一点目の「公共交通について」のご質問にお答えをいたします。

「スクールバス利用を含めた交通体制の見直し」についてでございますが、将来にわたり持続可能な公共交通を実現してまいりますために、国・県・町、各事業者、住民の代表の方々等で構成をさせていただいております地域公共交通会議を設置いたしまして、バスの利便性向上を考慮しながら、交通弱者対策を含めたより良い交通体系を検討しており、平成23年度から現在の運行体系に移行させていただいたところでございます。

現在の運行体系を整える段階で、議員ご指摘のスクールバスをもっとも有効に活用してはということについても検討を行ったところでございます。

その検討の中で、スクールバスは、児童・生徒の通学に利用することが主目的でありますことはそうですが、その便に空きがある場合、一般利用者を混乗させることは制度上可能と言われております。

しかしながら、現実には、学校行事等スクールバスの運行の変更は頻繁にあります。定期バスのような形にはなりません。そのことが利用者からのクレームにつながるということから教育委員会とも協議しました上で、一般利用者の混乗には、やはり無理があるとこのように判断し行っておりませんし、現在どうしても利用したいという考えも持っておりませんので、是非ひとつご理解をいただきたいとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（齋藤幸廣）

スクールバスについては、一般の人たちへも利用をしていただくという取組みがなされたということは前もありましたし、いろいろな問題点があったということも事実であります。ですが、最初にふれましたように、非常に人口が減少していく、地域の人たちの減少が進んでいくというようなことを考えた場合には、もう一度スクールバスの運用を考えていく必要があると思っております。

スクールバスを利用する場合には、やはり通学時間帯と重なるという問題もありましたし、それから年間の学校行事で使うということもあるのですが、それらについても年間を通しての計画があるわけですからそれを十分考慮した上で、高齢者を始めとする地域の人たちにつ

いてはやはり時間的なゆとりがあるんじゃないか、そういう人たちには時差利用を考えてみてはどうでしょうか、ということがまず一点あります。

その上で、緊急の場合には地域の方々を中心としたボランティア組織を立ち上げて、そこをお願いをする。サービスを全て町が担うということではなく、地域住民と協働していくことが大切になってくるのではないのでしょうか。それが時代の流れだと考えております。

このようなことは、私が考えたことですが、まず観光課の交通担当職員を中心として全庁あげて将来の公共交通のあり方を、町として考え、ある程度の方針をまとめる必要があるというふうに考えております。

そして、その方針に基づいて公共交通会議に諮問を凶るべきでないでしょうか。地域公共交通会議に町の方針を示さないのに諮問をするというのは、それは地域公共交通会議への丸投げというふうに映っても仕方ありません。答申を出すにしても、非常に難しい問題が出てくるのではないか、はっきりとした答申が出しにくいというようなことも考えられますので、是非、まず町としても方針を出すということが大切と思うのですが、町長の考え方がかでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

たしかに、これまでの交通会議に白紙諮問をしてきたかと思えますが、しかし会議の冒頭では、例えば、先進的な事例として、徳島県の山間部等で行われている交通弱者対策としてこういうこともやっている、こういう事例もある。そこまではないとしても、隠岐にもいろいろな課題がありますということで問題提起は口頭で諮問しておりますが、今後、齋藤議員がおっしゃるように、人口は去年の統計を見ると、日本の国そのものが、昨年10月が1億2,670万人ということでしたが、後30数年、平成60年には1億を切ると言われていますので、間違いなく高齢化比率も上がってくる。人口は将来的に齋藤議員言われるように1万人を切る時代が必ずくるだろうと、そういうことを今考えながら、そういったものに上手く対応できるような体系を今のうちから考えていくべきだというご指摘はよく分かります。

次からは、いろいろな問題を提起しながら交通会議に諮問をして、あるべき方向を出してもらおうという形にしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、スクールバスについても本当にそういった形でも利用したい、利用するというようなことがもう少し出てくれば、それは先ほども言いますように制度上は便乗ができるように

なっておりますので、いくらでも利用者がおればできるということでもありますので、例えばたしかに路線バスのように定期的に走るということにはできないと思いますが、年間のいろいろなイベントや行事等をお示ししながら、皆さんにも分かってもらった範囲で、十分理解してもらった範囲で利用できるということが可能であるとすれば、そういうことが求められるとすれば、今後もう一度スクールバスの再利用というか、混乗利用ということについても検討していただければいいと思います。そういったことも含めて、もう一度、交通会議に出したいと思います。お願いします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

時代の流れとして、町だけでなく、地域住民の協働ということが重要な課題となってきておりますので、そういうところも十分情報を公開することによって、地域の人たちの協働を働きかける、ともに働いていきたいと思いますという姿勢をお示し願いたいと思います。

それでは、分割の二点目の質問に移りたいと思います。

現在、路線バスは、隠岐一畑交通株式会社が運行し、本町は毎年6,000万円を超える額を補助しています。平成24年度から2,000万円近くの低床バス定員33人を購入して無償で隠岐一畑交通株式会社に貸し与えています。

私は、この会社のことが知りたくて、実際議会でもこの予算案が出るわけですから観光課を通じて「事業報告書」の提出を求めましたが、「取締役会議題」と「第19期決算書」が届きました。再度「取締役会議題」にも記されている「事業報告書」の提出を求めたところ9月17日にやっと「事業報告書」を受け取ることができました。

この「第19期決算書」を見ても、疑問符をつけざるを得ない項目があります。

まず、貸借対照表では預け金が3,000万円計上されており、明細表によると一畑電気鉄道へのグループ金融として預けているということです。また、損益計算書では営業収益と費用に定期バス、貸切バス、レンタカー各部門の合計を上げ、営業損失を約5,200万円としています。そして経常損失は約5,200万円となり、特別利益、これは町補助金ですが約6,000万円を受けることによって500万円以上の純利益が出ています。非常に理解に苦しみます。この利益金処分案もこの決算書には記載されておりませんでした。

今日は、この決算書の数字について議論するつもりはございませんが、これは参考資料としてください。これによって、次の質問に移りたいと思います。

それよりも、この会社の経営体質が問題なのです。隠岐一畑交通株式会社の経営体質は自ら努力するということが疎かになっているのではないかと、赤字になったら町に補填してもら

えばよいということになっているのではないかと思います。この会社に将来の公共交通の一翼を担わせることは賛成できかねます。路線バスの運行を抜本的に再編する考えはありませんか。

第二に、平成24年から購入してきた低床バスは将来大きくて使い勝手が悪くなると思われる。すぐ購入を中止すべきと考えますが町長の考えはいかがでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「路線バスについて」のご質問にお答えをいたしたいと思います。

一点目の、「バス運行の抜本的再編」についてでございますが、現在、路線バスは、主要地域間を結ぶ7路線を運行しております。この路線バスは、運賃収入だけでは運行できない廃止代替路線となっている路線であります。現在、その運行を担ってもらっているのが隠岐一畑交通株式会社でございます。

平成7年、路線バス事業の撤退後、当時の島後4町村からの要請を受けた隠岐一畑交通株式会社は、財政支援を条件に島後の主要幹線の路線バスを運行している経緯があるということ、まずご承知おきをいただきたいと思います。

議員ご質問の「路線バス運行の再編について」でございますが、当然、路線バス事業に係る経費の節減に努め、福祉定期券の発行や、バス停でなくても自由に乗り降りが可能なフリーバス区間の設定、身体の不自由な方への配慮、接客サービスの向上等、利用者の方々の利便性を図るための取組みも実施をし、利用者の満足度向上に努めておられます。現段階での抜本的な再編をする考えはもっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、二点目の「路線バス購入の中止」についてでございますが、路線バス車両の老朽化に伴い、平成24年度から順次合計4台を更新する計画をしております、現状の路線運行を維持するために、この計画は予定通り実施することを今考えております。

また、低床バスでございますが、使い勝手が悪いとのご指摘でございますが、従前と比較いたしまして車両も多少小型化いたしました。では、10人乗りや12、3人乗りでいいか、日中は本当に1人や2人しか乗っていない、もったいないと思うのですが、通勤・通学の関係で、朝晩のことがあるために、多少小型化をして路線バスの運行においては有益に運行できるこのバスは非常に評判が良いというようにと考えておりますし、そう言われております。特に身体の不自由な方々のご利用につきましては、この低床バスのお蔭で乗り降りがしやすいと好評も得ております。

更に、現在の車両更新に伴い、年間のバス運行経費が多少でも減少しているのも事実でござ

ざいまして、購入を中止することは今のところ考えていないということで、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

隠岐一畑交通路線バス運行についての経過の答弁は分かりましたが、通告でもふれましたとおり、私がいただいた「第19期決算書」、また「取締役会議題」、あとからいただきました「事業報告書」を見た限り、この一連の書類から読み取れる問題点があります。

それは通告でもふれましたように、第1に、預け金3,000万円の問題です。預け金が年度末に残るということは一般常識では考えられないことですので、これは貸付金と考えざるを得ません。

それにしても、町から6,000万円の補助金を受けている会社が本社に3,000万円を貸付けているということは、この会計のあり方は納得できません。専門家の意見によると、こういうことはしてはならないことではないか、ということも聞いております。

この会社の会計は、定期バス、即ち路線バスのことですが、貸切バス、レンタカーの合算の会計になっております。25年度は税引き前利益が約 800万円と出ています。そして、純利益が 500何万円となっておりますけどもこの税引きの800万を。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

齋藤議員、計算書の数字については議論しませんと言っておりますので。そしてもう一点、一企業の問題ですので。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

だけど、次の質問の前提となるものですので、通告にもふれておりますので。

そういうことで、この定期バスについては利益を上げているということから考えても、やはり町の補助をなるべく少なく落とすためにも、この定期バスの営業損失に補填していただくのが、そういうお願いをするのが町としての姿ではないのでしょうか、ということが言いたいことでもあります。

それと、今購入している低床バスについては、利用する人たちにとっては非常に利用しやすいものであるということは重々承知しております。私も24年から始まりましたときに、あのバスに、あの時乗って見ました。非常に低くて、階段がなくて利用しやすいということはもっともですが、あの定員が33名になっております。これからの人口減少の社会の中で、今の隠岐の島町の人口減少のことを考えていくと、また地域での、特に周辺部での人口減少を考えていくと、この33名という定員は大きすぎるのではないかとということが、私の言いたい

ところでございます。そこらも、もう少し検討すべきことと私は考えておりますけども、町長はいかにお考えでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、この定期バス、路線バスについては、これ単独で試算をいたしまして、そして赤字分を補填しているということで、もともとこれは補助金ということですが、実際には補助金という名前を使って委託費で払っているということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

次に、低床バスについては立席も入れて33人ということでして、これが26人乗りで十分だから28人乗りまでのをとっても、なかなかそれに見合うきちんとしたバスがないということなのです。ですから20人とかになると、朝晩のバスが窮屈になり使えない、ということから33人になっております。

将来、20年、30年もこのバスを使うかという、そうではありません。そこで、次の時代に、もっと低廉でちょうどいいような20人乗りのようなバスがあるとするならば、その時はその時で考えていけばいいですが、現段階では、言われていることは分かりますが、それに見合うバスとして33人乗りということでやっております。

これも、1社だけしか持っていないようなバスという、またこれも入札に支障がありますので、いろんなことが複雑に絡み合って45人乗りから33人乗りにまで下げてきているという実態を是非ご理解いただきたいと思います。

また時代が変わって、人も少なくなる、そしてこのバスより小さい良いのがあるのではないかという環境が出てくるならば、その時点では当然変更して行くべきではないかと私は思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○7番（齋藤幸廣）

たしかに、一民間企業の問題といえそうですが、そうはいっても6,000万円からの補助をしているわけですから隠岐の島町は。それについて、隠岐の島町はこの会社についてのある程度のチェックをすることができるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

また、低床バスの問題もいろいろあると思うのですが、これからの人口減少とか、いろいろな問題を考えたときには、もっと将来の定期路線バスというものをどうしていくのか。

隠岐の島町には、町営バスとデマンドバスということでタクシー会社との協力を得てやっておりますが、将来そういうことを考えたときに、本当にこの33人乗りのバスでいいのかどうか。このバスの耐用年数、多分10年、20年ではきかないと思うのですが、そういうことを

考えた場合に本当にそれでいいのかというふうには私には考えられませんけども。もう一度、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

この路線バスについては、公共交通機関としてバスしかないということでやってきております。この路線バスあるいは公共交通機関のあり方につきましては、全国の過疎地で今いろいろな対応がなされております。

ご指摘のように、地域の自治会、あるいは区、そういった組織と相談をしながら、その地域にも協力をしていただきながら緊急の場合には「こうしよう」とか、そういう取組みも今後更に必要になってくるのではないかと、行政だけではどうしても対応できないこともあるのではないかと思います。その辺りは、自治会サイドと十分に連携を取りながらあるべき方向を見出していくべきではないかと、私はこのように思っております。

低床バスの件につきましても、そういう意見もある。ではどうしたらいいかということ、具体的に次の公共交通会議に、議会側のそういう「一般質問」があったということで検討を再度してもらえばいいと思います。頑なにそれを拒否するつもりもありませんし、そういう方向で、交通弱者といわれる皆さんが公共交通機関のない中で、いかにしたら有効に利用できるかということを検討させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会社の経営チェックにつきましては、我々が委託している部分については十分に検討していく必要があると思います。一方の利益があるからサービスさせればいいのかということにはちょっと、まあ、そこのところも話し合えばいいですが、やはり会社も営業努力をして頑張っておられると思いますので、そこのところはあまり介入できない部分もあるかと思っておりますので、介入できる部分については十分に協議をして、そして誰が考えても間違いのないかたちで負担をしていくべきだということに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時39分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

一般質問を続行いたします。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

まず一点目「管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着物清掃について」、その一項目、「町管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着物清掃は町が管理責任を果たすべきだが。」という点についてでございます。

過去に二度、海岸漂着ごみの清掃について質問をしていますが、再認識していただくためにもう一度伺います。

これまでの質問に対する答弁では、「町が管理する漁港10港の漁港港湾管理区域は町に責任がある。沿岸住民にだけ海岸漂着ごみの清掃の責めを負わせるつもりはない。」とまでは答弁で確認がされております。

たしかに、その後海岸の清掃にボランティア募集、そして集めたごみの運搬などについては幾分かの進展はありました。しかし、内陸部からのボランティア募集も最近では次第に集まりが減少しているようであります。沿岸住民の高齢化と人口減少は、膨大な漂着ごみの清掃を困難なものとしております。

潮表になります西側海岸には、毎年冬になると海流と季節風で膨大な漂着ごみが押し寄せて来ます。90歳を過ぎた高齢者たちまで駆り出しているこの現状はもう限界に達しているのでございます。依然として沿岸住民に責めを負わせている状況には変わりはありません。

町道の除草と同様に町管理の漁港港湾管理区域だけは町がもうとっくに本腰を入れて管理責任を果たすべきだと私は思っておりますが、町長の見解を伺います。

次に、二項目です。

集落前の人目につく町管理区域は来年度から建設業者委託で清掃したらどうかという点についてでございます。

今年度県の補助金4,000万円で町管理区域以外の滅多に人が行かない海岸を業者委託で清掃しましたが、漁村集落前の人目につく海岸こそ建設業者委託でも優先的に清掃するべきではないでしょうか。ほとんどの人が行かない海岸には多額な費用をかけて、また一方、人の目につく目の前の海岸は沿岸住民に暗黙の奉仕作業を強いる、これでは不合理が生じます。

海岸ごとにも扱いの差があります。塩の浜海岸では清掃専用の1,000万円のバックフォーを購入し機械更新をする予定もあります。業者委託で町が委託料を払って清掃をしています。他の町管理海岸では依然として住民が奉仕作業でごみと苦闘しております。あまりにも格差

が大きいと思われます。

来年度からは、海水浴シーズン前の6月末頃に全域平等に町の漁港港湾管理区域だけは業者委託で町が漂着ごみ清掃をするべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

それでは、前田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、分割質問一点目の「町管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着物清掃について」のご質問にお答えをいたします。

一点目の「町管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着物清掃は、町が管理者責任を果たすべき」ということにつきましては、これまでも議会でお答えさせていただいておりますが、本町管理の漁港港湾の漂着ごみに関しましては、一定程度の漂着ゴミの撤去につきましては対応をさせていただいております。しかしながら、漂着ごみ全てに対応することは財政的に非常に厳しく、地区住民の関係する地域皆様方、これはどこの地域もそうですがお力を得ながら対応せざるを得ない現状であることは議員もご承知のことと思います。

このことについては、特に日本海側の離島関係の町村長は一同にそのことで、「地域からそう言われるが財政に限界がある、なかなか難しい。」ということで、国にニューディール基金のようなものをこのまま継続してやってほしい。国の責務で何とかならないかとお願いを再三してきているところでございます。

議員仰せの、地区住民の方に清掃の責めを全て負わせているつもりもございません。しかしながら協力してもらわないと困るということで、地域の住民の方々と協議をしながら負担軽減できるところは軽減していく、という方向で対応させていただいているのが現状でないかこのように思っておりますので、どうかひとつ、これは全島、全海岸について言えることですのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、漂着ごみに関しましては、本来、国の責務として取り組むべきものであると思っております。引き続き、国に対し要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、二点目の「集落前の人目につく町管理区域は、来年度から建設業者委託で清掃してはどうか」についてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員仰せのように、本年度は「環境省の海岸漂着物対策推進事業」によりまして、来年度から新たな事業が推進されるように聞いております。ただ、その事業内容につきましては、詳細がわかり次第に、また建設業者による委託清掃も含めた負担軽減策の検討をさせていただ

だくことになるかと思えます。

しかしながら、町管理区域は地先の一部でもありますことから、地区においては清掃への取り組みは異なるものと思っておりますので、実態把握に努めながら、清掃が困難な地区に対しましては、更なる負担軽減策について、地区住民と協議をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

隠岐の場合には、特に、県道・国道・町道から遠く離れた、白島海岸もそうですがそういう所は限界があります。例えば、ガット船のような船で、鉄船で海岸まで追いつけて、それでクレーンで吊上げるような、そういう船を建造させてもらって、それを委託してぐるぐると回す形に何とかならんかと。一度取っても次の時化でまた同じ状態になる、これは鬼ごっこみたいなことになるものですから。

そこでいわゆる沿岸国土のこのことについては何としても協議して、できるだけそういうものを排出させないように、漂流させないように方策を考えてほしい。国際会議で議論してほしいということも訴えておりますが、なかなか思うように進んでいないというのが現状でございまして、そういうような船舶を造る、国の責務で何とかならんかということも、国をお願いしているということも併せてご紹介しておきたいと思えます。

〇5番（前田芳樹）

次に、二点目の質問にいきます。

「町道から個人宅地内に流水する雨水に対する改善措置について」です。

欠陥のある町道から宅地に雨水が流入して困り繰り返し改善を求めてきたが未だに対処しておりません。住民の日々の暮らしの切実な要望をどうとらえているのかという点についてです。

大雨のときに、町道から個人宅地内に雨水が流入して本当に困っている住民たちが、昨年に口頭メモで対策を要求して、今年には要望書を提出しておりますが、未だに何の措置もしていないと言います。町道に構造的な欠陥があって雨水が流入しているのですから町が責任を負わなければならないはずで。聞けば、どれも比較的小規模な措置で済む工事案件です。

近年は想定外の豪雨が非常に増加しています。大雨が予想されるときは不安で寝られない、夜中に起きて雨水対策をしている住民の声をもっと真剣に聞くべきではないでしょうか。

今さらでもありませんが、洪水災害対策は自治体行政の重要な役目の一つであります。町行政には住民の生命・財産を守る責務があるとされています。一体、行政は誰のためにあるのかと思わざるを得ません。

住民が主人公で、公務員は住民の奉仕者であるべきではなかったのかと思いますが、住民が困って要望していることを決してあなどってははいけないし、決して住民を見下してはいけません。住民が安心して暮らせる“まちづくり”が松田町政の施策方針の一つであったと思いますが、やる気があればすぐに対処できる程度のことではないでしょうか。

これまで見てみますと、役場の内部立案の案件にはすぐに多大な予算が付くような気がします。活気をみせようとする事業計画もいいですが、夜中に雨の中を、長靴を履いて右往左往し不安を抱きながら雨水対策をする住民の日々の生活の安寧の方がまず先ではないでしょうか。主権在民の精神を大事にしてきた松田町長に、住民要望書が届いていないのかと不思議に感じるのです。

欠陥のある町道から雨水流入して困って要望しているというのに、あれこれ言を左右にして対処しないままでいいとするのか、町長の姿勢をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

次に、分割質問二点目の「町道から個人宅地内に流入する雨水に対する改善措置について」のご質問にお答えをいたしたいと思います。

お答えをする前に、この話を聞きまして、いったいどうなっているかと。必ず私は“現場主義”、全課長聞いておりますから嘘を言うわけではありません。まず、現場を見て、それがどういう状態なのかを見て、もしそれが本当だということになれば早急に対応せざるを得ないではないかと。しかも、そう言い出したらきりが無い、他のところもありますということになると、その範囲に及ぶ範囲、どの範囲か。1件だけのことで大事にしなければいけません。その前に、そう言うなら、あそこの地域はこういう問題がありますよということがあるわけですよ。ですからそういうことを見極めながらできるだけ速やかに対応をと、毎回のように言っております。

この質問も実はこの問題が出てから聞きますと、全く対応してないことはない、しているのですよ。もう少し調べてから言っていただければいいかと思います。

東郷地区の排水対策のことも言われているかと思いますが、7月に現場確認の上、応急措置として土のう積みを実施しておりました。根本的な対策としては、水路工を新設するための予算を伴いますために、新年度対応の予定としております。これも知ってらっしゃると思います。

次に、下西地区の排水対策につきましても、7月に現場確認を所管課がいたしまして、受益者の方とも協議の上、施工しないこととなっているそうです。しかしながら、今回、再度

現場を確認いたしましたところ、改めて受益者の方から排水対策工事の要望を受けたと、一旦は分かりましたということでしたがそれがあったと。これもそういうことで予算を伴いますので新年度に対応することになっているということなのです。

また、中村地区の排水対策につきましても、7月に現場を確認しております。現場は、国道の排水路に接続する箇所になりますが、現在、国道の改良工事中でございます。要望箇所の排水対策といたしましては、排水路を大型化する必要がございますので、国道工事の完成後に施工するよう事業計画に計上しているということです。

今回の要望書はもとより、各地区より要望書をいただきますが、これらの対応については速やかに対処し、状況報告をするように課長会において指示いたしております。そういうことは間違いございません。

私は絶えずそのことについては現場主義、現場を見て早急に、しかも1週間以内にできるだけ回答してほしい。「要望したが返事だけで何もしてくれない。」というような電話もある。そういうときは、行ってやっておりますので、聞いたことを上から見据えている、そんなもんじゃありません。是非ひとつご理解いただきたいと思います。

○5番（前田芳樹）

再質問はしないつもりでございましたが、何かちょっと実態が違いますから伺います。

私は、調査をせずに物は言いません。この質問書を提出する前に、事前調査をしております。

6月に4件要望書が町長宛に出されております。ところが、この要望書が町長には届いていないのではないかとと思われる節があるのです。その点が聞きたい。届いていたのかどうか。

下西の案件については、この3件を言うわけではないですが、例としてこれは現場主義だとおっしゃって現地に来られて協議をされてます。ところが、本人さんが、ああこう言って具体的に対処しますという返事がなかったから、しびれを切らせて「もういいですと言った。」と、本人は言っているわけで、本人はコンクリーを買って来て町道に張り付けたと、そして極最近になって改めて新年度予算でやると言う話が町からもたらされたと聞いております。まあ対処するわけだから、これはこれでいいと思うのです。

東郷案件の土のう、これも、見て対処したと言うが土のうが3個置いてあっただけなのです。これで雨水対策を応急処置したというものでもない。実態はそういう状況ですから、強い答弁でおっしゃっているけど実態は違いますから。

6月に4件要望書が出された、そのうち1件は教育委員会の管轄だと言って、教育委員会

からは迅速な対応で「新年度予算で対応します。」と返答があったと聞いております。だから町長宛に要望書が届いていたのかどうかという点について伺います。

○番外（町長 松田和久）

例えば、地区がまとめて地区にこういう問題がありますとか、同じように町が町道を整備した、その町道が民家の上の所を傾斜をつけて上がるところに、そこに水止めがなかったために水が流れるということも都万でありました。それもすぐに現場を見て対応させました。

ところが個々の方は役場に来られて所管課で対応するものですから、全て私が要望を受けているわけではありません。それについては、所管課の方で対応しているということです。対応の仕方が極めて不親切で、これが役場のやることかというご指摘でございます。今日は所管の課長も、他の課長も聞いておりますから、少なくとも今高齢化社会になって本当に地域の方が困っておられるというのを真摯に受け止めて、更にこういったことが議会で問題にならないように対処させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、3番：安部大助 議員

○3番（安部大助）

それでは通告いたしましたとおり、「子育て支援に対する環境づくりについて」質問をさせていただきますと思います。

この頃よくテレビや新聞等で、親が子供に対し“虐待をする”といったニュースが多く見られるようになりました。特に今は0歳から5歳といった小さい子どもに対しても虐待をするという、私自身も二人の娘がいる親としてそういう報道がされるたびにとても悲しいことだと実感しております。

厚生労働省の調査によると虐待に関する相談が、平成24年度では約66,000件、平成25年度では約73,000件と、約7,000件増加傾向にあります。

本町に関しては、児童相談25年度で65件、その中虐待に関する相談件数が29件、これも昨年に比べたら増加傾向にある。

その要因について、一番は子育てをする環境が著しく変化したことによるものと言われております。特に少子高齢化や核家族化、また親2人が共働きをする就労環境の変化、そして子育てをしている家庭と地域のコミュニケーションといいますか、そういったものが希薄化されている要因が、国もそうですが本町の場合も課題となっていると思います。

実際に子育てをされている方々は、孤立感や不安感を抱いて育児に負担を感じながら、それがストレスにもつながってくるのですが、そういったストレスが蓄積していくうちにそのはきだし口といいますか、それを子どもにぶつけてしまって虐待につながるケースが多くなっていると思っております。

このように子育てをする環境が著しく変わっていく中で、本町においては、子育て支援の仕組みづくりを目標に、平成22年度に5か年計画で「次世代育成支援行動計画」これは後期なのですが策定されております。

その中で育児の相談・指導、あるいは親同士がふれ合って一緒に情報共有する場として「子育てサロン」、そういったものが事業として行われているのですが、これも実際に子育てをしている方々にとってはストレスの軽減となる、本当に効率的な事業だと私自身は思っております。

また、緊急時に対応した一時預かりなどの支援も本町の方で行われておりまして、人数も年々増加しておりまして、子育て家庭のニーズにあった内容で進められていると思っております。

しかし、子育てに悩みを持っている、相談をしにくる家庭というのは年々増加しているということと、本町にも子育て支援センター等があるのですが利用者が固定化されている、また子育て支援センターを利用されていない人が対象の半分近く、そういう家庭に対して今後どういう支援をしていくのか、そういったことがまとまっていないところがありますので、子育て支援計画の中には、まだ課題が残っていると私は思っております。

そこで町長にお伺いしたいのは、まず一点目「次世代育成支援行動計画(後期計画)」が22年から26年、今年が最終年度になります。この5か年の取組みをどのように評価し、そして今後の子育て支援対策にどう活かしていくのかお考えをお聞かせください。

次に二点目ですが、次世代育成支援行動計画の基本理念にあるのですが「町全体で子育てを応援」していく。そして、「子どもが、親が、地域が育つ子育て応援隠岐の島」を進めていく上では、実際に子育てをしている家庭が住んでいる集落、あるいは区の単位で子育て応援をする体制づくりが必要であると思っております。

例えば、今総務省の方で行われております「集落支援員制度」を活用して、本来でしたら地域の課題とか今後の地域をどうするかということで集落支援制度ができていたのですが、子育てに特化した内容で地域の課題の洗い出しや、将来の計画づくりをしていく、それに対して行政も支援をしていくということが一つの方法ではないかと思っております。

そこで、今後の子育て支援を考えたときに、自治会や区単位での子育てしている家庭を応援する体制づくりの構築が必要であると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、集落支援制度の活用についても私は必要であると思っております。それについても、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の安部議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価と今後の子育て支援対策への活用」についてのご質問でしたが、議員ご承知のとおり、次世代育成支援行動計画後期計画は、「誰もが安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくり」につとめ、本町の未来を担う子どもたちの育成に努めてきたところであり、計画の目標達成のため、5つの基本目標を定め、関係各課において様々な施策を展開してきたところであります。

具体的には、常勤の産婦人科・小児科医師駐在によります身近で安心な医療体制の構築でありますとか、あるいは子育て教室、乳幼児・妊婦健診、新生児訪問、不妊治療費助成といった安全・安心な妊娠、出産・育児に関する支援でありますとか、保育料の軽減、特別保育、子育て相談、本年10月から実施をいたします乳幼児医療制度の対象拡大など、子育て家庭の精神的、経済的負担軽減を目的といたしました支援策を多岐にわたり展開しております。子育てに関する環境は、徐々に整いつつあるのではと思っているところであります。

現行の「次世代育成支援行動計画」は、本年度を持って一旦期限が終了します。現在、来年度から実施いたします新たな次世代育成支援行動計画の策定に向け、子育て家庭へのアンケート調査の結果も踏まえ、効果的な子育て支援事業の拡充や見直し、新たな事業の検討をこれから行っていかなくてはならないと考えております。

いろいろな子育て家庭の様子を聞きながら、それが何かストレスになって自分だけが抱え込んで、それが子どもに手を出すということにつながっているケースが非常に多いというように伺っております。今共稼ぎでそこそこではないという気持ちもわかりますし、そういう中で本当に安心して子育てができる環境は何かということを次の計画に盛り込んでいけると考えているところであります。

子育て支援は、定住対策や雇用対策などと同じように、本町の次代を担う若者の流出に歯止めをかけ、地域の活力向上に欠かせない“まちづくり”施策の一環であると私も同じように考えておりますので、今後そういったものを更に充実させて「これは良かったなあ」と言われるような制度を是非考えていきたいと、このように考えておりますのでご理解いただき

たいと思います。

子育て支援センターがうまく利用できていないということにつきましても、いったいどうしたら支援センターを利用できるのか、利用していない家庭のご意見も伺っていく必要があると考えております。

二点目の「自治会、区単位と連携した子育て支援体制の構築」についてであります。子育て家庭を支援する上で、自治会、区といった地域と公民館、保育所等といった公的機関の連携は重要な課題であると認識いたしております。放課後児童クラブの開設や次世代交流事業、クヌギの森事業といった健全な遊びの体験学習事業等、地域と連携した事業を実施をさせていただいているところであります。

また、次世代育成行動支援計画にも地域活動の育成を目的とした、子ども連絡協議会や母親クラブの育成及びリーダー養成を明記しており、今後、実現に向け関係機関との更なる連携強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

集落支援員につきましては、これは国の制度でございますが、本町では活用していくまでにはなっておりません。市町村職員と連携をし、地域の調整役、集落への「目配り」として活動することがその任務でありますことから、各集落の状況を精査した上で、本当に求められている支援内容を見極めた上で、制度の活用につきまして検討を前向きにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〇3番（安部大助）

今答弁をいただきましたが、何点か確認も含めて質問をさせていただきます。

まず一点目「次世代育成計画の評価と今後どう活かしていくのか」、という質問に対しての町長の答弁を聞きまして、建物は整備されている、事業も展開をされている、それに対する需要といいますかそれがまだ完全ではない、ということ課題としてとらえさせてもらいました。

私が最初に質問したとおり、自治会単位の子育て支援に関しては町長も同じ意見だと、町としての今度の次世代計画に対しても自治会レベル、ローカルといいますか、そのレベルでの支援対策も盛り込んでいきたいという考えであると認識してよろしいのか、ということを知りたいと思っております。

次に二点目ですが、集落支援員制度に関してはニーズを見極めて検討していくという答弁でしたが、これも27年度に総務省が管轄、本町で行われております「地域協力隊」、これも同じような制度なんですが、どちらかというと、地域協力隊は誰がなるかというのは制限が

かかっていると。都会の方から来て3年ぐらいのスパンで事業を行っていく、それに比べてこの集落支援員制度というのは地域の方々でも大丈夫ですし、国が支援する期限が無いものですので根強く継続していくという意味では、支援員制度の方が私は効果的ではないかと思っています。

実施について検討されるということで、国の方で一応予算が8億程度、昨年と比べて2倍近く地域の活性化促進の方に使われているのですが、どの段階まで制度活用に向けての調査といたしますか、どの辺までを目安に検討されるのか。各自治体・集落等に必要なのか必要でないのか、ということではいくならば早い時期で検討を進めていかなくてはならないと思いますし、それが来年度なのか再来年度からなのか、だいたいどの検討する目安があると思いますが、どれくらいで考えているのかお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたします。

まず、後期計画の評価と課題ということにつきましては、いろいろな制度をつくっておりますが、私はいろいろと話を聞く中で、今子育て中のご家庭の夫婦が町のそういった制度をどれだけ知り得ているかということに、極めて疑問のある点があります。

今日午前中もありましたが、情報が住民の方々とうまく共有できていないのではないかと。これをもう少し所管課で徹底しないと、折角つくった制度がうまく活用されないのではおかし。私は、次の計画では、該当するご家庭の方々と意思疎通ができている、情報が共有ができている、そのところがどうもうまくいっていないというふうに感じられる節が多いです。その徹底をまず図ることを今後の評価からの反省点としてというように考えておりますので、新しく作る制度につきましては、その趣旨を子育て中のご家庭に徹底することが基本だろうと考えております。

それから地域協力隊、これはちょっと趣旨が違うと思いますし、なかなか子育て支援とは意味が違います。

安部議員さんのおっしゃっている集落支援員という制度は、集落の中で、地域の中で、今子育てをなさっている夫婦、どちらかというとも稼ぎが多いと思います。

そこで、地域はかまってくれないわ、子どもはいるわ、働かないとやれないわ、ということで、ストレスがいろんな問題を引き起こす引き金になっていないかと、地域の中でそういうことに精通をした方、あるいは協力してもいいといわれる方々を選んで、それがスポークスマンとなって、地域の中でうまく子育てができるようにサポート体制を確立できないかと

いうことではないかと思えます。

それについては、今、総務省が人口問題を大きく取り上げておられる中で、次世代の子どもたちの健全な育成を図るためには、本当に必要ではないかということをつくった制度なのです。

その制度の活用につきましては、各自治会に、こういう制度があるがあなたの集落にはどのくらいの子育て家庭があるのか、ということから調べて、必要があるのか、ないのかをこれから検討していく、その上でどうするかを検討する。これから新制度を活用して、地域に情報提供をして検討、協議をさせてもらうことになっているそうですので、よろしくお願いいたします。

○3番（安部大助）

答弁をいただきましたが、もう一つお聞きしたいことがありまして、最初に、次の支援計画の中に、自治会・区レベルの子育てを応援する体制づくりについて、計画の中に入れていきたいという答弁をいただいたのですが、本当に町長の考えとして受け止めていいのかと質問させていただいたのですが、それについて答弁がなかったので回答をいただければと思います。

○番外（町長 松田和久）

この制度だけではなくて、あらゆる制度について地域との連携というのは避けては通れないことでもあります。先ほどの漂着ごみもそうですが、地域と連携していく必要性から一体となって取組んでいくように指示したいと思えます。

○議長（石田茂春）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月25日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 14時17分）

以下余白